

厚真町財務会計システム購入仕様書

厚真町

令和6年7月10日

目次

1. 件名	- 1 -
2. 仕様書趣旨	- 1 -
3. 作業概要	- 1 -
4. 新システムの業務範囲	- 1 -
5. 履行期間及びシステム稼働時期	- 2 -
6. 基本要件	- 2 -
7. クライアント要件	- 2 -
8. データ移行	- 3 -
9. 操作研修	- 3 -
10. 保守・運用支援	- 3 -
11. 成果物	- 4 -
12. 守秘義務・個人情報の保護	- 4 -
13. その他	- 4 -

1. 件名

財務会計システム購入

2. 仕様書趣旨

本件に参加しようとする者は、本仕様書の内容を確認し、これに沿った提案を行うこと。

本仕様書に記載する事項は、本町が求める最低限のものであり、より高度な機能により業務を効果的・効率的に行えると考えられる場合は、本仕様書に記載がされていない事項であっても積極的に提案すること。

3. 作業概要

(1) 更新作業

- ・新システムを構築可能なスペックを有するサーバ機器等を調達すること。
- ・日本国内のデータセンターに、調達したサーバ機器等を設置（ハウジング）し、新システムを構築すること。
- ・現行システムから新システムへのデータ移行
- ・職員向け研修・マニュアルの提供

(2) 保守管理・運用支援

- ・円滑な業務遂行のために必要なシステムの保守管理、運用支援

4. 新システムの業務範囲

新システムで行う業務範囲は下記のとおりとする。なお、各業務に要する機能は、別紙「機能要件一覧」のとおりとする。

- (1) 予算編成
- (2) 予算執行
- (3) 決算管理
- (4) 決算統計
- (5) 起債管理
- (6) 公有財産管理
- (7) 備品管理
- (8) 固定資産管理
- (9) 計画管理
- (10) 行政評価
- (11) 電子決裁
- (12) 契約管理
- (13) 業者管理
- (14) 汎用データ抽出

5. 履行期間及びシステム稼働時期

履 行 期 間：契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

新システム稼働時期：令和 7 年 4 月 1 日から

6. 基本要件

- (1) 稼働後少なくとも 5 年間の使用、保守管理が受けられるパッケージシステムを提案すること。
- (2) 障害発生時に速やかにシステム復旧できるよう、バックアップ機能を有していること。バックアップ機能は処理の自動化が可能であり、時間変更など柔軟に対応できる仕組みを構築できること。
- (3) クライアント P C の増設、移設、更新、入れ替え等が発生した場合でも、ライセンス料、設定作業等の追加費用等を必要とせず対応可能であること。
- (4) 他の地方公共団体等で導入実績のあるパッケージシステムを提案すること。
- (5) 導入等について、本町担当者との間で十分な協議を行い、本町の要望を十分に考慮したパッケージシステムを導入し、かつ本町の実態等に合わせて、必要な追加・修正のカスタマイズを行うこと。
- (6) 同一パッケージ内で電子決裁に対応したシステムを提案すること。
- (7) 出力帳票のうち、予算書、決算書については、本町既存の様式に変更できること。
- (8) システムの導入期間中に制度の運用が開始され、システム対応が必要となる改正については、一切の費用を見積額の範囲内とすること。ただし、それ以外の新制度の創設等にかかる場合は、別途協議とする。
- (9) システム情報の機密保持・安全性確保のために、ユーザごとにパスワード管理等が行えるなど、セキュリティ面に十分配慮したシステムであること。
- (10) 過去の伝票情報を元に新規の伝票を作成できること。
- (11) 令和 6 年度の決算統計資料は新システムで作成できること。

7. クライアント要件

区分	内容	備考
利用端末数	LGWAN 系端末 約 150 台（出先拠点を含む）	新システムも LGWAN 系ネットワークに構築すること
同時接続数	100 台程度を想定	
OS	Windows 10 Pro	運用期間中に Windows 11 に更新予定
標準ブラウザ	Microsoft Edge	現 行 シ ス テ ム で は Internet Explorer 11 を使用
メモリ	DDR4-SDRAM 8GB	
ストレージ	HDD 512GB	
CPU	Intel Core i3-8100 (3.10GHz)	

8. データ移行

- (1) 安全かつ確実なデータ移行を行うこと。
- (2) 新システム導入時に、旧システムから移行するデータは下記のとおりとする。

- ア 所属名称
- イ 歳入歳出科目番号及び名称
- ウ 歳計外科目
- エ 債権者・債務者情報
- オ 金融機関情報
- カ 所属マスター
- キ 職員マスター
- ク 令和7年度予算積算情報
- ケ 起債管理台帳
- コ 過去5年間の伝票情報

また、これ以外に新システム稼働に伴い必要となるデータ入力がある場合は、受注者にてこれを行うこと。

- (3) 新システムに移行するデータについては、本町から原則 CSV ファイルで提供する。
- (4) 起債台帳、公有財産管理、固定資産管理については、現行システムを有していないことから、エクセルデータで提供する。
- (5) 備品管理は紙媒体で管理しており、整理を要するためデータ移行を行わない。
- (6) 帳票等からのデータ移行や不足項目等で発生する入力費用は、受注者負担とする。
- (7) データ移行の際に必要なとなるプログラム作成や現行システムからのコンバート作業については、全て見積額に含め、追加費用を一切発生させないこと。
- (8) 移行データの確認や、データ移行後のシステム検証等の作業については、発注者の負担を軽減できるよう配慮すること。

9. 操作研修

本町が新システムを円滑に運用できるよう、下記のとおり必要な機能及び操作方法の説明・研修を実施すること。

- (1) 一般職員向け研修

予算編成や予算執行など、基本的な操作を行う一般担当課向けの研修
想定人数 150 名程度（2 回以上に分けての実施を想定）

- (2) 財政・出納担当職員向け研修

新システムの管理、予算・決算及び決算統計、出納業務を行う担当向けの研修
想定人数 5 名程度

10. 保守・運用支援

- (1) 受注者は、少なくとも本稼働開始後5年間パッケージシステムの保守業務を行うこ

と。

- (2) 新システムに関する照会対応、障害対応、運用支援に関する総合的な問い合わせ窓口を設け、本町からの問い合わせ（電話・メール）に対応すること。
- (3) 軽微な制度改正については、追加費用を発生させずに、システムの保守契約の中で対応すること。
- (4) 問い合わせ対応時間は、本町の勤務時間（08:30～ 17:30）を原則とするが、内容によっては、時間外の対応も行うこと。
- (5) 保守作業実績を管理すること。
- (6) 今後の電子決裁導入に向けた提案・運用支援を行うこと。

1 1. 成果物

新システムの導入に際し、成果物として下記のものを納入すること。

- (1) システム一式
- (2) 作業計画書
- (3) 基本設計書
- (4) 打ち合わせ議事録
- (5) システム操作マニュアル
- (6) 研修テキスト
- (7) その他必要と認めるもの ※別途協議

1 2. 守秘義務・個人情報の保護

- (1) 新システムの導入業者は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）を本システム導入以外に使用し、又は第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- (2) 本業務に際しては、個人情報保護の重要性を十分認識し、その取り扱いが個人情報保護法及び厚真町個人情報保護法施行条例に則り、細心の注意を払うこと。
- (3) 新システム導入業者は、個人情報の保護に係る事故が生じた際は、遅延無く本町に報告し、その対応を協議の上、その解決に努めなければならない。
- (4) 新システム導入業者は、システム導入が終了したときは、保有する本案件に係る個人情報 を消去し、再生又は再利用ができない状態にすること。

1 3. その他

- (1) 受注者は、本業務の全部又は主要部分を第三者に委託することはできない。本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する内容、委託先等を記載した書類を本町に提出し、承認を受けなければならない。
- (2) この仕様書に記載の無い事項及び仕様の内容を変更するとき、業務の遂行にあたり疑義が生じたときは、双方協議の上、決定するものとする。
- (3) 本町は、受注者に対し、データ等の管理状況及び業務の処理状況について、随時立ち入り検査し、必要な報告を求めることができるものとする。